

新型コロナウイルス感染症発生に関し市民の生命を守り、また市民生活の安心・健康を確保するための支援を求める意見書

昨年12月、中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、瞬く間に全世界に拡散し、本年1月31日には、世界保健機関（WHO）が感染症に関する緊急事態宣言を発令しました。日本国内でも、感染者数は、日に日にその数を増し、市民は先の見えない事態に不安を抱えながらの生活を余儀なくされております。

こうした緊急事態の中、政府は2月27日、内閣総理大臣自らが、集団感染を防止するため、全国の小中高等学校等に対し、一斉臨時休校を行うよう要請をいたしました。本市では、この要請を受け、2月28日開催した鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染拡大予防を図るため、3月6日から市内小中学校等を臨時休校とすること、また、市関連の様々なイベントを中止することなどを決定しました。

本市では、感染症に対する市民の不安を少しでも軽減できるよう、コロナ相談電話の開設や広報紙などを通し、感染症に関する相談支援情報の周知に努めているところです。しかしながら、市場でのマスク不足や、飲食店、宿泊施設での相次ぐ予約のキャンセルなど市民生活を脅かす事態、また地域経済活動にも深刻な影響を与えかねない事態が顕著になってきております。

加えて、本医療圏域は、人口10万人当たりの医師数が150.9人と全国平均値258.8人と比較して著しく低く、医療基盤が極めて脆弱な地域であり、感染症の症状がみられる方々が増えた場合の検査体制や、発症者が出た時の対応如何によっては、地域の医療崩壊に発展しかねない大きな懸念を抱えています。

政府においては、この国難とも言える現下状況を深く憂慮し、あらゆる手段を総動員し、市民の生命と生活を守るための機動的な支援を強く要請します。また、官民、研究機関、医療機関、学会、専門家の知見等あらゆる英知を結集し、国の威信をかけて、感染症の終息に向けた万全の対策をお願いします。

このことを踏まえ、下記の事項について要望します。

記

- 1 今般の新型コロナウイルス対策及び経済対策に必要な事業の財源については、国の要請に基づく事業はもとより、自治体として必要な事業についても、国の責任において補償すること。
- 2 新型コロナウイルスによる教育現場全般に係る負担について補償すること。

- 3 国民生活に不安や動揺が生じないように、正確かつ迅速な情報提供を実施すること。
- 4 マスク・消毒薬の速やかな流通を実現させ、買占め等の異常行動の予防措置をすること。
- 5 感染者の早期発見及び重症化防止のため、地方における検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させるとともに、PCR 検査能力の拡大を図ること。
- 6 新型コロナウイルスを起因とした生活困窮者に対する支援体制について、自治体に対する財政措置も含め更なる強化を図ること。
- 7 新型コロナウイルスの感染拡大で、これ以上国内消費が冷え込まないように、キャッシュレス・消費者還元事業の継続をすること。
- 8 経済活動正常化まで、商工観光及び建設業等への全方位的経済対策を継続的に実施すること。
- 9 中小企業・個人事業主等への経済的・人的支援を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年3月16日

茨城県鹿嶋市議会

「意見書の提出先」

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，内閣官房長官，財務大臣，
総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣，経済産業大臣，経済再生担当大臣